

北海道 美瑛町

農業をはじめませんか

「就農研修生」募集中



農業担い手研修センター「美進」

一般財団法人 美瑛町農業振興機構

# 丘のまちびえいで農業を始めたい方へ

美瑛町は、北海道のほぼ中央に位置し、東京23区とほぼ同じ面積を有する自然豊かな農業のまちです。また、丘陵地帯に広がる田園は美しい農村景観を形成し、「丘のまちびえい」として多くの観光客が訪れる観光のまちでもあります。美瑛町農業振興機構では、農業を始めたい方を支援しています。あなたも「丘のまちびえい」で「農業」をはじめませんか！

## 農業を始めるに当たっての心構え

農業という職業で成功するには多大な努力と経営手腕、逆境にもめげない強い意志が必要です。「会社勤めより楽そうだから」「田舎暮らしや自然に囲まれた生活にあこがれているから」という安易な理由では生計を立てることはできません。自分が本当に農業で生きていく覚悟があるかを、冷静に考えてください。

## 自ら農業を始めるには自己資金が必要

新規就農は農家後継者とは異なり、「ゼロ」からのスタートです。初期の設備や機械投資に相当なお金が必要となりますし、農業経営を開始してもすぐに所得を確保できるとは限りません。また、就農前には2年間の長期研修期間もありますので、設備資金の他に4～5年分の生活費を準備しておく必要があります。

## 新規就農に最適なトマト栽培

農業で生計を立てるための経営規模を確保するには、酪農1億円、畑作5千万円、施設園芸3千万円程度の投資が必要です。このため美瑛町では、小規模で大型機械を必要とせず、5百万円～1千万円程度の自己資金で就農することができるトマト栽培を推奨しております。近年、新規就農した方々のほとんどがトマト栽培を中心に営農を行っています。



(参考) 新規就農者統計

	H24	H25	H26	H27	H28
新規就農者	13	7	8	12	6
うち新規参入者	4	2	3	7	3
うちトマト栽培者	2	1	3	7	3
	H29	H30	R元	R2	R3
新規就農者	8	9	8	17	6
うち新規参入者	4	4	0	3	5
うちトマト栽培者	2	2	0	2	2

# 就農までの一般的な流れ

## 第1歩

### 就農相談・情報収集

「美瑛町で農業をはじめたい」と思ったら、まずは就農相談をしてください。機構では、電話・メール・窓口・オンライン通話（Zoom）にて随時、就農相談を実施しています。

なお、就農相談を行う際は、事前に**自分が目指す農業経営のビジョンを明確**にしていることで、就農に必要な情報等を速やかに提供することができます。

## 第2歩

### 農業体験（短期農業研修）

就農を決断する前に必要なことは、「農業とはどういうものなのか」を実際に体験することです。休暇等を利用して『短期農業研修』（最低3日間～）を受け、自分の目指している（イメージしていた）職業であるかをしっかりと判断してください。

（研修中は傷害保険の加入が義務づけられています）

研修中は、**農業担い手研修センター宿泊施設**を利用することができます。

（1泊1,100+寝具代）

## 第3歩

### 就農の意思決定

就農を決断するにあたっては、本人の意欲や情熱、自己資金だけではなく、さまざまなことが必要です。

#### ◆ 家族の同意

農業はサラリーマンとは違い、家族単位で農業をすることになります。家族の同意と理解があるか、そのうえで家族と協力しながら経営ができるかどうか、農業を成功させる大きなポイントです。事前に家族とよく話し合ってください。

#### ◆ 農村社会とのコミュニケーション

農業で生計を立てる（農村で暮らす）には、農村地域に溶け込み、地域（地元）の人とうまく付き合うことも必要です。地域によって異なる風習などもあります。

そのような風習も家族と一緒に理解し、農村社会の一員として積極的に交流する気持ちが大切です。

## 第4歩

### 事前準備

就農相談により、美瑛町での就農までのステップを理解し、短期農業研修を経験したうえで就農を決断しましたら、2年間の『長期農業研修』に入るための手続きや準備が必要です。

#### ◆ 長期農業研修の申込み

「長期農業研修申込書」を提出してください（毎年10月末まで）。担い手育成検討委員会に諮り選考し、翌年の春からの研修が始まります。

#### ◆ 生活資金の確保

研修中は、農業次世代人材投資事業（準備型）の給付がありますが、サラリーマン時代とは収入額が異なるため、生活資金を確保することをお勧めします。

#### ◆ 研修中の住宅

研修中は、**農業担い手研修センターの宿泊施設**が利用できます。必ず住民登録し、町内会に入会してください。（単身者用：13,000円/月、世帯用：17,000～20,000円/月）  
**宿泊施設に実践農場が隣接**しています。



## 第5歩

### 長期農業研修

農業技術は一朝一夕に身につくものではありません。美瑛町では、自分が目指す農業形態の農家や農業生産法人での**2年以上の農業研修**を必須としています。

なお、大玉トマトの生産農家を目指す方は、1年目が先進農家での研修、2年目が指導者による**農業担い手研修センター実践農場**での研修メニューになります。

#### ◆ 研修内容

- ・ 毎日の農業研修で、農業技術を学ぶ（傷害保険の加入が必要）
- ・ 農作業の安全対策や農薬等の使用について学ぶ
- ・ 気象や育苗、農作業等の記録や振り返り（研修日報等の作成）
- ・ 農業経営を学ぶ（座学）
- ・ 農業に関する制度や支援事業等を学ぶ（座学）
- ・ 農村地域の生活習慣等を学ぶ
- ・ 北海道立農業大学校や機構が実施する講座や研修会への参加

#### ◆ 研修以外

- ・ 大型特殊運転免許を取得する

## 第6歩

### 農地・住宅の確保

就農するためには、農地を取得しなければなりません。農地は、農業委員会の許可がなければ、買ったり借りたりすることができません。

美瑛町農業委員会では、2年以上の農業研修、5年間の営農計画、地元の農用地利用改善組合長や集落会長からの推薦により新農業人として認め、農地の権利移動を許可します。（下限面積は1.0haで、**就農から5年間は賃借**）

- ◆ 機構では、農地や住宅の情報を提供していますが、研修生自らが長期農業研修中に研修先の地域の方から情報を収集し、住宅や農地を探すことも必要です。
- ◆ 住宅は、就農地からできるだけ近い距離の物件が理想的です。
- ◆ 最終的には、自分で就農地や住居を決めなければなりません。



## 第7歩

### 施設・農機具・資金等の確保

農業を始めるには、倉庫やハウスなどの施設整備費、トラクターなどの農機具購入費、種苗や肥料、農薬などの資材購入費が必要になります。

また、農業収入が入る（農産物の出荷）までの生活費も必要になります。

- ◆ 施設・農機具  
当面は、必要最小限の施設や農機具をそろえ、農業経営が軌道に乗り収入が安定してから徐々に設備を拡大していくのが堅実です。  
研修中から中古農機具を探すなど、情報の収集を行いましょう。
- ◆ 就農に係る資金  
就農時に活用できる支援制度があります（P6のとおり）。営農（資金）計画を作成する際は、支援制度の活用を検討しましょう。  
なお、支援制度によっては、「**認定就農者**」であることが要件となっているものもあります。
- ◆ 生活（家計）費  
農業を始めてから数年間は収入が計画どおりにならないことを想定し、2～3年分の生活費を確保しておく必要があります。（設備投資との調整）

## 第8歩

# 5カ年営農計画・青年等就農計画の作成

長期農業研修の終了が間近になると、就農時に各種支援制度を活用するために、「5カ年営農計画書」を作成し、これを基本に「認定就農者」になる手続きを行います。第6・7歩で固めた就農に必要な農地や設備等を基に、農業経営の目標を明確にし、就農後5年間の営農計画について、真剣に考えましょう。

### ◆ 5カ年営農計画書

農地の耕作権取得（賃借）の申請の際に、農業委員会に提出します。農業で生計を立てることが可能かどうかを判断される計画書ですので、生産に係る経費等について、アドバイザーと相談しながら作成しましょう。

（事前の準備）

- ①農地、農機具、農業用施設、生産資材などの価格を明確にする
- ②資金の考え方をまとめる

### ◆ 青年等就農計画書

「認定就農者」になるために、青年等就農計画書を作成し、担当窓口の役場農林課に提出します。就農計画の内容を審査し、美瑛町長が認定します。

（対象者）

- ・18歳以上45歳未満の者
- ・65歳未満で知識技能を有する者

### 営農計画の作成の流れ

- ①作付面積を確定し、収入を算定する
- ②地域の標準経費などを参考に生産に係る費用を算定する
- ③施設や機械、農地など、初期投資の費用負担を考える（自己資金か融資か）
- ④経営に無理がないかを検討し、バランスの良い計画にする。

### 認定就農者が要件となる事業

- ・農業次世代人材投資事業
- ・農地保有合理化事業
- ・青年等就農資金
- ・経営所得安定対策
- ・農業経営基盤強化準備金

## 最終歩

# 新規就農

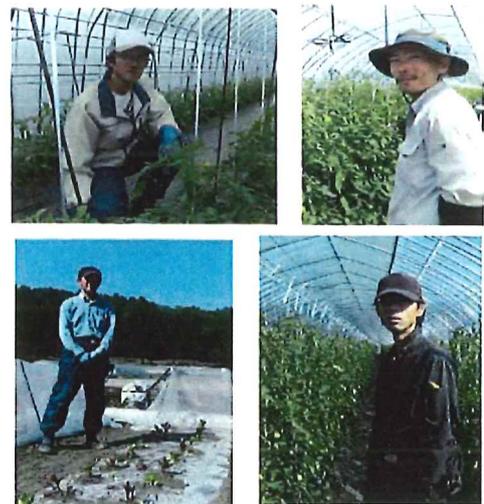
いよいよ農業経営の開始です。実際に農業を始めると栽培技術、資金面など、いろいろと課題が生じてくると思います。

美瑛町では、機構をはじめ上川農業改良普及センター、美瑛町農業協同組合、美瑛町役場など関係機関が新規就農者の支援を行っています。

農業経営の早期安定に向けて

がんばりましょう！！

新規就農した先輩たち



# 美瑛町農業担い手研修センター「美進」



## 1 施設の目的

この施設は、町内で新規就農を目指す方々に利用していただく宿泊研修施設で、旧美進小学校の校舎と体育館を利活用して整備し平成31年1月に開設しました。農業研修生として過ごす2年のあいだ、充実した研修生活を送っていただくため、単身から家族世帯まで利用可能な居室を用意しております。

## 2 施設の名

旧美進小学校を活用した施設であることから、地域になじみの深い「美進（びしん）」の名をとりました。

## 3. 施設の概要

### (1) 宿泊棟・体育館棟

延床面積：1,966.40㎡

建築面積：1,531.44㎡

宿泊棟：鉄筋コンクリート造2階建て

居室 1LDK 3部屋

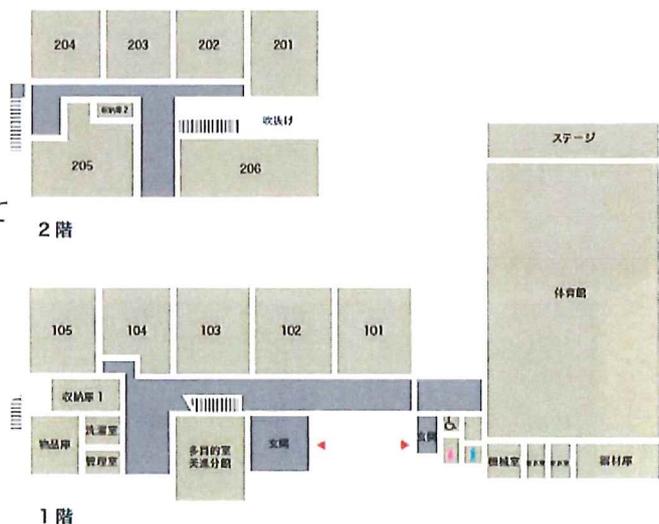
2LDK 6部屋

3LDK 2部屋

多目的室、洗濯室、管理室等

体育館棟：鉄骨造平屋建て

体育館



(2) 実践圃場

農地面積：21,275㎡

トマト用半促成ハウス4棟（約143坪）

トマト抑制ハウス4棟（約143坪）

育苗ハウス2棟

機械庫ハウス、露地野菜圃場等



4 総事業費

約4億1千7百万円

宿泊・体育館棟：約3億5千7百万円

実践圃場：約6千万円



5 研修実績（施設利用実績）

開設（H31.1）～

第1期生（H31.2～研修施設で研修開始、令和2年就農）：4人、第2期生：3人（H31.2～研修開始、令和3年就農）：3人、第3期生（R2.2～研修開始）：3人、第4期生（R3.2～研修開始）：2人

○施設利用実績

・宿泊棟：長期農業研修生用居室9室（研修期間中、希望の場合に家族で随時入居）  
短期農業研修生用宿泊室2室（研修期間中、希望の場合に随時利用。生活家電完備）

・実践圃場：研修生によるトマト栽培実践研修中（ハウス全8棟）

※その他スポーツ少年団、町内会、保育所等の町内団体による体育館、多目的室の利用



## 一般財団法人 美瑛町農業振興機構

本機構は、地域農業の担い手育成（新規就農サポート）や農地利用集積事務事業を中心に、農業経営の向上を目的とする地域農業振興事業を行い、美瑛町の農業経営基盤強化を図っています。

〒 071-0207

北海道 上川郡 美瑛町 中町2丁目6番32号  
美瑛町農業協同組合内2F

TEL / 0166-92-2855

FAX / 0166-92-2856

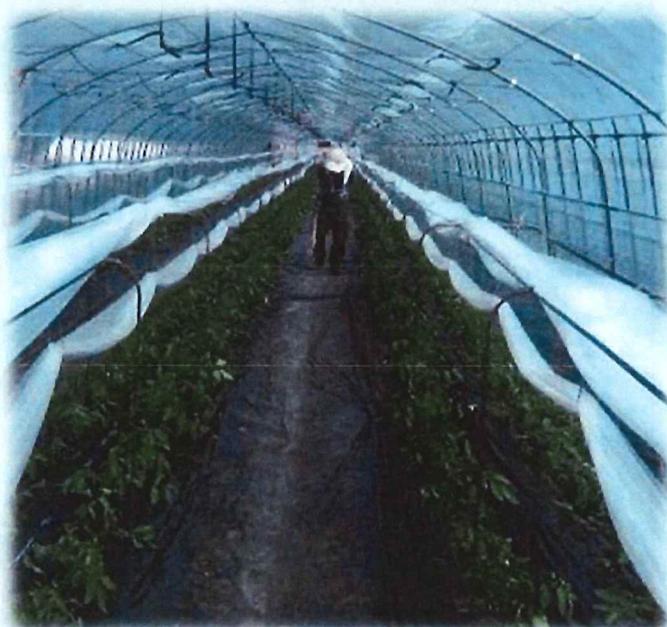
E-mail / [info@biei-agri-kikou.or.jp](mailto:info@biei-agri-kikou.or.jp)

HP / <https://biei-agri-kikou.or.jp>



【美瑛町へのアクセス】

J R	札幌駅から	約2時間
	千歳空港から	約2時間30分
バス	札幌駅から	約3時間
	札幌駅から	約2時間20分
車	千歳空港から	約3時間
	旭川空港から	約15分
	空路	羽田⇒旭川



# 美瑛町農業担い手研修センター 研修内容

## どのような研修をするの？

長期研修1年目は、農家で研修し、農作業の流れや基本的な農業技術、農村での暮らしを学びます。

研修2年目は、センター内の実践農場で、研修生が主体となりトマト生産をします。(専任の指導者がいます)

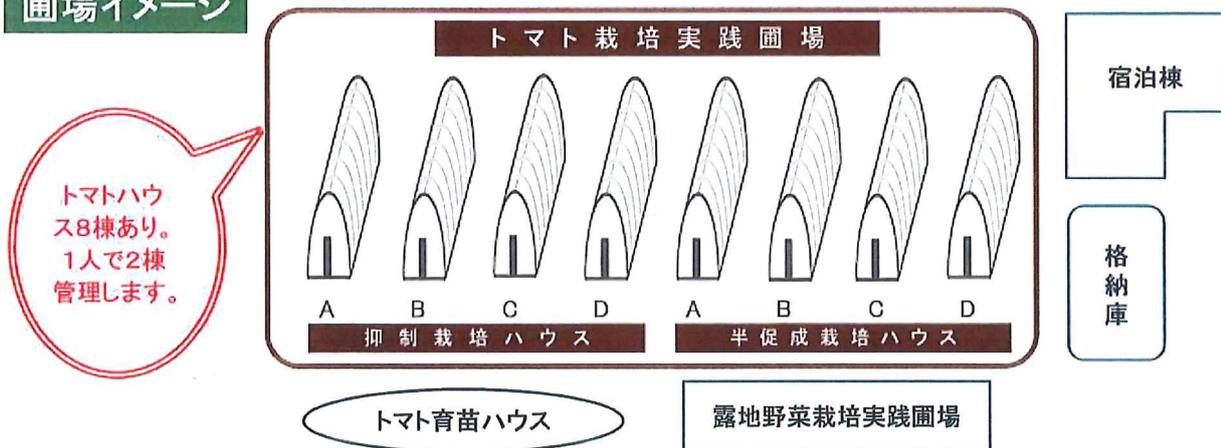
## 長期研修のスケジュール



## 長期農業研修計画

	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
研修1年目 (農家研修)				研修は2月から4月の間で開始する。研修内容は2年目と同じ																																
研修2年目 (実践研修)	座学研修			集中講義・現地研修									現地研修						就農準備			座学研修														
	育苗ハウス準備			ポット土詰め			本圃ハウス準備			圃場づくり			半促成定植			抑制鉢上げ			圃場づくり			抑制定植			半促成収穫開始			抑制収穫開始			収穫終了			後片づけ完了		

## 圃場イメージ



### 《 実践研修について 》

- ① 新規就農アドバイザーが直接指導します
- ② 就農後を想定し、自分が受け持つハウスの栽培管理を行います
- ③ 収穫したトマトは、JAびえいの選果場へ実際に出荷します
- ④ 所定の研修手当を支給します
- ⑤ 露地野菜栽培実践圃場では、トマト以外の作物を栽培します

### 《 問い合わせ先 》

一般財団法人 美瑛町農業振興機構  
 〒071-0207  
 北海道 上川郡 美瑛町 中町2丁目6番32号  
 TEL : (0166) 92 - 2855  
 e-mail : info@biei-agri-kikou.or.jp

# 各種支援策

将来、農業経営の担い手となることが期待される意欲的な新規就農者への支援制度があります。

(令和4年度～※予定分含む)

## ●長期農業研修時の支援

区分	事業名	対象	限度額・助成額	助成等の要件	助成期間
国	新規就農者育成総合対策事業 (就農準備資金) 農業技術および経営ノウハウ取得のための研修に専念する就農希望者を支援	就農時 50歳未満 (※夫婦一人ずつ対象)	(最大)300万円 【月額12.5万円×24月】	・前年の世帯所得が600万円未満の者を対象 ・研修終了後1年以内に就農しなかった、給付期間の1.5倍の期間就農を継続しなかったなどの場合、全額返還(要件変更となる場合あり)	研修期間 (最長2年)
町	長期農業研修生実践研修支援事業	就農研修生	(基本)36万円/年 (実績)30万円~/年	実績支援事業は、地域標準反収との割合により、30～44万円	実践研修期間
農業公社 北海道	農家研修受入体制強化事業	就農研修者	14,566円/年	傷害保険加入掛金2/3以内	研修期間
	大型特殊免許取得支援事業	就農研修者	50,000円	免許取得経費1/2以内	研修期間

長期農業研修中に利用できる宿泊施設(農業担い手研修センター)を完備しています。1LDK～3LDKのタイプに個別入居。プライベートが確保できますし、家族で居住することもできます。(家賃月額13,000円～20,000円 光熱水費別)

## ●就農時の支援

区分	事業名	対象	限度額・助成額	助成等の要件	助成期間	
国	新規就農者育成総合対策事業 (経営開始資金) 経営リスクを負っている新規就農者の経営を支援	就農時 50歳未満 認定新規就農者	最大 450万円 【月額12.5万円×36月】	・経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていない場合、全額返済 ・前年の世帯所得が600万円超の場合、交付停止 (要件変更となる場合あり)	1回 (最長3年)	
町	新規就農者等就農支援事業 (助成事業)	就農時 50歳未満 認定新規就農者	・独立自営 200万円 ・法人構成員 50万円 ・法人従業員 10万円	助成金につき償還の必要はないが、就農後、5年以内に離農した場合は全額返還。	1回	
	500万円 ※美瑛町農協が定める重要品目を作付する場合に限る		無利子	償還13年以内 (据置3年以内)	1回	
	新規就農者等就農支援事業 (利子補給等事業)	資金借入に係る利子及び保証料分	対象資金:経営開始後5年目まで(農地購入は6年目まで)に貸付実行された農業制度資金及びJA統一資金 貸付事業と重複不可	借入日から5年間		
	新規農業人研修奨励事業	新農業人	20万円	機構が定めた研修の受講	1回	
公庫資金	青年等就農資金 農業経営を開始するのに必要となる機械・施設の購入等に必要となる資金の融資(ただし、農地取得に要する経費を除く)	認定新規就農者	3,700万円	無利子	償還17年以内 (据置5年以内)	経営開始後5年間

## ●営農への支援

区分	事業名	対象	助成額・助成率	内容	
国	新規就農者育成総合対策事業 (経営発展支援事業) 就農後の経営発展のために、機械・施設等の導入を支援	就農時 50歳未満 認定新規就農者	最大 750万円 (※375万円) ・対象事業費上限1,000万円(※500万円)×助成率3/4 【1/4は本人負担】	機械・施設導入費用、リース料等が対象 ※上記新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)交付対象者の場合、補助対象事業費上限500万円	1回
J A 町	トマト増反振興対策事業 (助成事業)	JA組合員等	・ハウス、加温機・ポイラー/40%	町が20%、JAがJAとの賃借契約で年間賃借料の20%を助成	
J A 町	土づくり事業(助成事業)	JA組合員等	・緑肥種子/90～95% ・堆肥運搬料/480円 (業者運搬1mあたり)	良質な土づくりに不可欠な緑肥作物の種代、並びに堆肥運搬料の一部助成	

※認定新規就農者・市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者

(18歳から45歳未満又は65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者)

北海道美瑛町 移住定住パンフレット

# びえいで くらす

Living in Biei

いつか見た景色が、故郷になる。  
このまちで暮らしてみませんか。

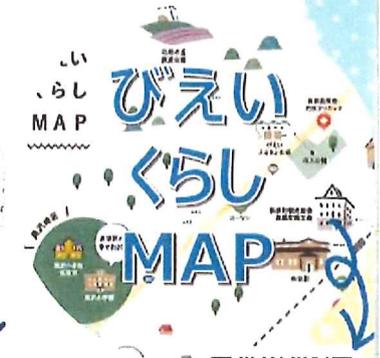
QRコードを読み取って  
スマートフォンからパンフレットデータを  
ご覧いただけます

美瑛町まちづくり推進課移住定住推進室

北海道上川郡美瑛町本町4丁目6-1 TEL 0166-74-6171 FAX 0166-92-4414

<https://town.biei.hokkaido.jp/move/>

各項目のQRコードを読み取っていただくと、パンフレット詳細ページをご覧ください。



## 先輩移住者インタビュー

